



TCフォーラムの「TC」とは
Taxpayer Charter (納税者憲章)
の頭文字を意味しています。

2002年7月17日発行
第14号

発行
「納税者の権利憲章」をつくる会
(TCフォーラム) 事務局
〒160-0008 東京都新宿区三栄町九
NICKビル二階
電話 〇三(三三五九)七五三〇

日本版納税者権利憲章 「国税通則法改正案」

野党三党共同で議案提出 七月十二日

民主党、日本共産党、社民党の野党三党は、さる七月十二日、「税務行政における国民・納税者の権利保護に資するための国税通則法の一部を改正する法律案」を衆議院に提出しました。提出者及び賛成者(民主党、日本共産党、社民党に所属する全議員)並びに改正案は同封した別紙のとおりです。

私たちTCフォーラムは、今国会において国税通則法改正案を野党四党共同により提出・成立を図るべく運動を続けてまいりました。これを受け、民主党・海江田万里衆議院財務金融委員会筆頭理事が民主党の党議を受け、全野党による共同提案を各野党に呼びかけました。これに応え日本共産党、社民党、自由党がそれぞれ党内手続きに入りました。

日本共産党、社民党は野党共同提案について党議決定をいたしました。残念ながら自由党は主旨には賛成だが共同提案に同調しかねるとの結論に至りました。そのため、今国会において審議日程に入れるぎりぎりの七月一〇日に提出することができず、野党三党によりようやく七月十二日に提出することができました。前通常国会における提案が民主党一党だけであったことと比べ、民主党の財務金融委員会理事をはじめ日本共産党、社民党の理事が提出者に名前を連ねたことは、大きな前進です。

なお、今国会に提出された「国税通則法一部改正案」及び提出理由等は、前通常国会において民主党・河村たかし衆議院議員ほかにより提出された改正法案と同一のものであります。

七月十六日、国会内で野党議員との市民集会開催

台風七号が関東地方を直撃した七月十六日、衆議院第二議院会館第一会議室においてTCフォーラム主催による「国税通則法改正案の今国会成立を期す市民集会」が開催されました。当日は、全国から一五〇名の参加を予定しましたが、台風が接近するという予報のため大集会は中止し、急遽市民集会に変更して懇談のかたちで集会を持ちました。

足場の悪い中約三〇名の会員が出席し、衆議院議員も民主党・海江田万里財務金融委員会理事、日本共産党・佐々木憲昭財務金融委員、同・吉井英勝財務金融委員、社民党・阿部知子財務金融委員、同・植田至紀財務金融委員の五名が出席下さり、これまでの報告と今後の見通しについて種々発言がありました。

その中で、①自由党は法案の主旨には賛成であるが、まだ完全に党内の議論が煮詰まっておらず今回の共同提案には加わらなかつたが、野党三党が共同して提出したことは納税者権利憲章制定運動にとって画期的であったこと、②衆議院の議院運営委員会が「本改正案」を財務金融委員会に審議を付託するか否かは、会期末を控え微妙な情勢にあること、③仮に今国会において廃案になっても、次期国会にそのまま提出することが可能であるため、「継続審査」をとれなくても敗北したことにはならないこと、④次の国会では再び衆議院を中心とした「超党派議員の勉強会」を再興し、自由党はもとより、与党を巻き込んだ「納税者権利憲章制定議員連盟」を展開していくことが必要であること、などが議論されました。

なお当日、TCフォーラム代表委員・北野弘久日本大学名誉教授が公務により出席できないため、別紙のようなメッセージを会場に披露しました。